

令和2年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月21日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
企画課長	山 内 明
郡教委管理監 兼総務課長	井 上 哲 也

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和2年2月21日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第2号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例について
- 日程第6 第3号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第4号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第5号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第6号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第7号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第8号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第9号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第10号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 第11号議案 町道の路線認定について
- 日程第15 第12号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第16 第13号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 第14号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 第15号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第16号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 第17号議案 令和2年度笠松町一般会計予算について
- 日程第21 第18号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 第19号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 第20号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 第21号議案 令和2年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第25 第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和2年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 竹中光重 議員

10番 長野恒美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月6日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告いたします。

監査委員より、1月14日、15日、16日に実施されました令和元年度定期監査の結果報告、並びに令和元年度12月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、北門間汚水幹線管渠埋設に伴う配水管・配水補助管布設工事1件、北門間汚水幹線管渠埋設工事1件、以上2件であります。契約金額、契約の相手方、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから2ページをお目通しください。

また、令和元年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について、岐南町より報告されまし

たので、お手元に配付させていただきました。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号報告及び日程第5 第2号議案から日程第25 第22号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第2号議案から日程第25、第22号議案までの21議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日ここに、令和2年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済は、アベノミクスの推進により長期にわたる回復を持続させておりましたが、消費税引上げの反動による個人消費の落ち込み、日韓関係の悪化やコロナウイルスの感染拡大に伴う訪日客の激減などが影響し、2019年10月－12月期のGDP速報によりますと、年率マイナス6.3%と、5四半期ぶりにマイナス成長となっております。

地方経済への打撃も大きく、1月の岐阜県内の経済情勢は、2014年7月期以降の22期ぶりに回復の動きに一服感が見られるとの下方修正の判断がなされ、景況感の悪化が改めて表面化しております。また、人口や経済の東京への一極集中がさらに顕著になり、多くの地方では人口減少と高齢化がもたらす財政課題に直面しております。

こうした中、政府は災害からの復旧・復興と安心・安全の確保、感染症対策の強化、経済の下振れ対策、東京オリンピック・パラリンピック後の経済活力の維持など、安心と成長の未来を開く総合経済対策に重点を置き、持続的な経済成長の実現を目標に掲げております。

当町の財政状況に目を移しますと、町債残高は平成29年度末をピークに横ばいの状況であり、今後も公債費の増加が見込まれるとともに、医療、介護、障害、子育て支援など、扶助費の増加も避けられず、厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化対策をはじめとする投資的事業にも多額の経費が必要となり、財源確保が喫緊の課題となっております。

しかしながら、財政難を理由に政策を停滞させることは町民からの信頼を損ない、ひいては地域社会の停滞につながってまいります。町民ファーストの視点を第一とし、限られた資源の中で効果的に施策を実行し、多くの町民に笠松町に生まれてよかった、住んでよかったと感じてもらえるまちづくりに取り組むことが、私に課せられた使命であると考えております。

令和2年度当初予算の編成の考え方について御説明します。

当初予算編成に当たり、将来のまちづくりを考慮した施策や事業に集中投資するとともに、将来へ財政負担を先送りしない堅実な予算といたしました。とりわけ私の掲げる「豊かさと安

らぎのあるまち」の実現に向けて最優先すべき事業として、活力あるまちづくり、育むまちづくり、安心なまちづくりの3つを重点目標に掲げ、第5次総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業展開に合わせて、目指すべき笠松町の将来展望を実現するために取り組む施策や事業を進め、さらなる町の活性化を目指すものいたしました。

これら方針をもとに編成した令和2年度の歳入歳出予算額は、一般会計におきましては67億870万円、国民健康保険特別会計22億134万5,000円、後期高齢医療特別会計3億1,988万6,000円、介護保険特別会計19億9,675万7,000円、水道事業会計8億5,583万4,000円、下水道事業会計14億1,311万9,000円、合計134億9,564万1,000円となり、総額につきましては、前年度と比較して1.11%の増となりました。このうち一般会計については、前年度比0.03%増となっております。

また、国民健康保険特別会計については5.88%の減、後期高齢者医療特別会計については11.70%の増、介護保険特別会計については3.31%の増となっています。また、公営企業会計の水道事業会計については29.76%の増、下水道事業会計については0.65%の減となりました。

それでは次に、新年度の重点的に取り組む3つの項目に関連する事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、「活力」あるまちづくりとして、地域の資源や強みを生かし、産学官連携を中心に町のにぎわいを創出するとともに、人が集う活力あふれるまちづくりを進めてまいります。

木曾川の雄大な自然を生かしたみなと公園及びサイクリングロード、巨大なかさまるくん遊具が象徴的な運動公園をさらに魅力ある公園にブラッシュアップし、交流人口の増加を図り、地域のにぎわいと活気あるまちづくりを推進してまいります。

11月に多目的運動場周辺で開催する「ねんりんピック岐阜2020」ゲートボール交流大会では、全国から訪れる選手の皆さんに真心を込めたおもてなしと笠松町の魅力を十分にお届けし、心に残る大会となるよう運営をしてまいります。また、大会実施に向けて、運動場周辺の利用環境の向上を図るため、消化槽式トイレを整備し、スポーツによる地域間交流及び健康づくりも邁進してまいります。

学官連携事業では、岐阜大学との共催によるワークショップを引き続き開催し、大学生と住民が一緒になって地域の課題解決に取り組んでまいります。また、新たに連携協定を締結した岐阜聖徳学園大学とは、笠松隕石をテーマにした歴史未来館の5周年記念講演を連携事業の一つとして実施いたします。岐阜工業高校が実施する笠松駅イルミネーションに対する補助を継続し、冬の笠松駅を彩る定番企画として産学官で取り組んでまいります。

また、町内企業との連携をより強固にし、お礼の品であるふるさとかさまつ宅急便を充実させ、ふるさと納税額の増額を図るとともに、ふるさと納税ポータルサイトを活用した全国への情報発信を展開し、笠松町への関心をより一層高めてまいりたいと考えております。

さらにF C 岐阜に加えて、新たな県内プロスポーツである岐阜スゥーpsへ支援を行うことにより、地域スポーツ文化の醸成を図るとともに、毎年多くの若者や子育てファミリーが訪れる、かさマルシェへの助成の実施など、町のにぎわいにつながる地域の活性化を進めてまいります。

次に、「育む」まちづくりとして、将来を担う子供たちが人間性豊かに成長できる環境づくりを邁進するとともに、全ての住民が生涯にわたって心身ともに健全で幸福に暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

子育て支援としては、老朽化している子育て支援の拠点施設であるこども館を新たに建設するため、施設の設計に着手いたします。また、産後の鬱予防や虐待予防などの対策として、病院と連携し、産後健診や産後の心身ケア、育児サポートを行うとともに、子育て世代包括支援センターでは引き続き保健師や助産師による切れ目のない細やかな母子ファーストの子育て支援をしてまいります。

特色ある教育活動として、外国語教師助手を保育所から小・中学校まで派遣することによる幼児からの英語教育の充実及び英語検定料の半額助成を継続し、子供たちの英語能力の向上を図ってまいります。

さらに、夏季の学校活動における熱中症対策として、松枝小学校屋内運動場へ空調機を設置し、児童・生徒の教育環境の充実に努めるとともに、小・中学校のICT環境を維持し、新しい学習指導要領に対応したアクティブ・ラーニング（能動的に学び続ける）を重視した事業や、今年度より小学校で必修となるプログラミング教育を積極的に展開し、児童・生徒の興味、関心を高めるICT教育の活動を推進してまいります。

また、社会教育活動の拠点である笠松中央公民館のトイレ環境の改善を順次計画的に実施し、利用者の利便性向上を図ってまいります。

次に、「安心」なまちづくりとして、防災・減災事業に積極的に取り組み、さらなる防災体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

大規模災害発生の備えとして、食料などの定期的な更新に加えて、指定避難所である松枝小学校屋内運動場に設置する空調機を避難所環境の向上に資するものとして整備を進めてまいります。また、地域防災力のさらなる向上を図るため、自主防災会が整備する発電機やテントなどの防災備品に対する補助制度を拡充するとともに、一般木造住宅の耐震診断、改修工事及び耐震シェルターの設置に対する助成も継続してまいります。

災害復旧の迅速化につながる地籍調査におきましては、継続する地区に加え、新たな地区の資料収集に取りかかるなど、住民生活に直結した防災対策の強化に努めてまいります。また、ゲリラ豪雨などの水害対策として、松栄町の自動排水ポンプ機器の更新や排水路改良事業を継続推進するとともに、消防水利整備計画に基づいた消火栓の増設など、災害に強いまちづくり

を進めてまいります。

さらに防犯対策として、公共施設の入り口に防犯カメラを設置し、地域の防犯向上を図るとともに、昨年専用車両を寄贈していただいた青色回転灯装備車を活用したパトロールを引き続き実施し、安全で安心して暮らせる町を築いてまいります。

また、運転免許の自主返納に対する支援や、高齢者の交通安全教室を継続して開催し、高齢者の交通安全に向けた取組を積極的に推進してまいります。

その他の重要施策として、長期的視点に立った町の将来像と、その実現に向けた大きな道筋を示す次期（第6次）総合計画の策定を進めてまいります。

また、岐阜市と連携した岐阜連携都市圏では、継続実施する連携事業に加え、新たに固定資産税の適正課税に資するために航空写真の撮影を共同で実施し、事務の効率化を推進し、今後もさらなる圏域の活性化を図る連携について、岐阜市と協議を進めてまいります。

さらに、在宅医療と介護の連携を引き続き関係機関と推進するとともに、介護予防の取組や、高齢者など地域住民の力を活用した生活支援体制を拡充させる地域包括ケアシステムにコンパクトシティー構想を組み合わせた、ぬくもりタウン笠松構想を推進させることにより、高齢化社会に適応し、いつまでも元気で住み続けることのできるまちづくりを進めてまいります。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組む体制を構築してまいります。

そのほかには、事業見送りをしていましたパイプライン上部利用の再開、来庁者の利便性向上を図る公共施設フリーWi-Fi環境の整備などを進めてまいります。

事業計画に沿って継続して推進してまいります公共下水道事業では、北門間汚水幹線の整備などを実施し、周辺地域の皆様の生活環境の向上を図ってまいりたいと思っております。

以上、私の所信の一端と令和に光り輝く笠松町を目指した令和2年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして、順次その理由、内容などについて御説明いたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告1件、笠松町水道事業の債権管理に関する条例のほか7件の条例案件8件、松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結1件、町道の路線認定1件、令和元年度一般会計補正予算（第7号）ほか4件の補正予算5件、令和2年度一般会計当初予算ほか5件の当初予算6件、以上22件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き順次御説明申し上げますのでよろしくお願

します。

まず議案の1ページ、第1号報告 専決処分¹の報告についてでございます。

こちらは地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

令和2年2月10日に専決をさせていただきました円城寺雨水調整池（機械設備）整備工事請負契約の一部変更であります。

契約金額を6,820万円から7,687万9,000円、867万9,000円、12.7%増額いたしました。

主な変更理由でございますが、機械設備として、ポンプ、転倒ゲート、スクリーンを設置する際に、当初、近接工事である雨水幹線整備工事と工程を調整し、排水路の水を通水する前に機械設備の設置をする設計でございましたが、現場の進捗状況から通水時期と機械設備の設置時期が重なることが判明し、雨水幹線排水路からの流入を防ぐ装置が必要となりました。このため設計者と協議した結果、止水性及び開口部の水圧に耐えられる強度を持った素材であるステンレスが最適であると判断し、同素材にて制水板を工場で作製し、現場で設置を行ったことで変更が生じたものであります。

工事概要につきましては、省略させていただきます。以上が工事請負契約の変更についての報告でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第2号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例についてであります。

町の金銭債権には、公法上の理由で発生する公債権と、私法上の理由で発生する私債権があります。水道課における主な金銭債権は、公債権である下水道使用料と、私債権である水道料金となります。この私債権である水道事業債権は公債権と異なりまして、時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅いたしません。この債権を放棄するには、議会の議決または条例の制定が必要となります。しかしながら、毎年約50件の定型的な債権の権利放棄を個別に議案審議することは非効率でございます。このため、債権の適正な管理に関する事務処理について、条例に定めることにより債権放棄が可能となります。ただし、条例制定後、町長は議会への報告が必要となります。今後適正かつ円滑に債権管理を行うため、笠松町水道事業の債権管理に関する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては8条立ての構成となっております。第1条では、目的として水道事業の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、水道事業の債権管理の適正を期す旨を規定し、第2条から第5条までにつきましては、水道事業の債権の定義、あるいは他の法律との関係、管理者の責務、第5条では債権を適正に管理するため、台帳を整備することを規定させていただきます。第6条では、債権の放棄をすることができる場合として、1つとしては、消滅時効が完成し、かつ債務者が時効を援用すると見込まれるとき、2つ目と

しては、債務者が死亡し、その債務について限定承認による相続があった場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用及び当該町の債権に有する債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき、3つ目としては、破産法などの規定により債務者が当該債務につきその責任を免れたとき、4つ目としては、債権の存在について法律上の争いがある場合において、管理者が勝訴の見込みがないと決定したとき、5つ目としては、債権者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき、この5つのケースを規定いたします。7条では、町長は水道事業の債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない旨を規定するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日からの施行となります。

続きまして、5ページをお開きください。

第3号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

町民の税に対する理解向上、町の税務行政に対する信頼強化、納税意識の高揚などを図るため、税情報を取り除いた土地地番図の閲覧及び写しの交付、並びにその加工物の写しの交付手数料に関し、所要の規定整備を行うものであります。

固定資産税賦課のため、公図の写し以外に測量図などを参考に地番家屋現況図を整備してきました。その地番家屋現況図から税情報を取り除いた土地地番図の閲覧及び写しの交付、並びにその加工物の写しに関し、手数料を徴収するものでございます。

土地地番図等閲覧等手数料は1枚につき300円で、全体としては縮尺500分の1で町内全域を印刷するとおおむね500枚となるため、全域にわたって閲覧交付等があった場合は15万円となります。

なお、この土地地番図、家屋外形図のありなしは選択できますが、これは固定資産評価のために作成した補助図でありまして、土地及び家屋の現状は法務局に備付けの公図と異なり、法的効力もなく、権利関係や課税状況を示すものでもなく、あくまで参考図でございます。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

8ページをお開きください。

第4号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、国、地方公共団体、民間事業者、住民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システム整備計画の作成、その他情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことに関し、所要の規定整備を行うものであります。

まず、条例名であります。この法律名の変更に伴い、条例名を笠松町情報通信技術を活用

した行政の推進に関する条例というように改正いたします。

第1条の目的を、情報通信技術の活用による行政手続を行うために必要な事項を定め、関係者の利便性の向上を図ることにより、町民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することに改正いたします。

そして、3条と4条では、情報システムの整備を計画的に進めるため、情報システム整備計画を作成し、その整備計画に沿ってシステムを整備することを規定いたします。

第5条から8条では、行政手続であります申請とか処分のお知らせのオンライン実施について、行政機関の裁量で行うものではないことを明確化するほか、行政手続等の手数料もマイナポータルを利用し、納付が可能となる旨を規定いたします。

第10条では、住民票の写しなど個人番号カード、つまりマイナンバーカードの利用により確認できる場合は、添付することを要しない旨を明記します。

以上が主な改正内容であります。施行期日は、令和2年4月1日であります。

14ページをお開きください。

第5号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令によりまして、所要の規定整備を行うものであります。

内容としましては、放課後児童支援員の資格要件に関する一部を改正するもので、この放課後児童支援員の資格として規定しています都道府県または指定都市の長が行う研修の修了要件について、修了予定者、制度上みなし支援員と呼んでいますが、この方々も含むとする経過措置が令和2年3月31日までで終了するため、令和2年4月以降の人員体制に備えまして、引き続きこのみなし支援員に係る規定を定めるものでありまして、支援員の条件を定めている第11条において、支援員として従事することとなった日から24月を経過する日の属する年度の末日までに研修することを予定している者を含むと改正するものであります。

施行期日は、4月1日であります。

続きまして、15ページをお開きください。

第6号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

双葉幼稚園とか地域振興公社の保育所、笠松保育園が対象になります。

大きく2つの改正内容がございます。1つは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び子ども・子育て支援法施行令の改正によりまして、令和元年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

なお、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設

等の運営に関する基準、これから起算して1年を超えない期間において当該新運営基準をこの町の条例で定める基準とみなす経過が定められたため、この条例改正までの間は国の運営基準に基づき運営しているものであります。

2つ目は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、地域型保育事業について連携施設の確保要件が緩和されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず、幼児教育・保育の無償化に伴うものでありますが、用語の改正を行っております。これは全般にわたっておりますが、無償化に当たり、従来の教育・保育給付の対象外となる施設やサービスについても対象にするため、子育てのための施設等利用給付が創設され、教育・保育給付と同様の認定手続等が設けられました。これに伴い、子育てのための施設等利用給付に係るものとの区別のため、従来の教育・保育給付に関わる用語が「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改められましたので、条例内の用語を改正するものであります。

議案資料の16ページをお開きいただきたいのですが、中ほどに第13条関係の利用者負担に関する改正を行っております。特定教育・保育に係る利用負担、つまり保育料を、3歳児から5歳時までの無償化に伴い、利用者負担の対象を満3歳未満保育認定子どもに限定する改正を行っております。同じく食事の提供に要する費用ですが、従来から規定している主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用についても保護者から支払いを受けることができる費用として規定するとともに、低所得世帯及び多子世帯に対する免除規定を加えるものであります。なお、この副食費免除対象は、年収360万円未満世帯と小学校3年生までの子供から数えて第3子以降であります。

そして、資料の24ページの第42条関係であります。地域型保育事業における連携施設の確保要件の緩和を行います。

0歳から2歳児への保育を提供する地域型保育事業、笠松町にはございませんが、比較的小規模であるため、集団保育の提供、非常時の代替保育の提供、卒業後の3歳から5歳児の受皿の確保のため、認定こども園、幼稚園または保育所を連携施設として確保しなければならないんですが、この連携要件を緩和するもので、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認められる場合は、小規模保育事業または事業所内保育を行う者を確保することにより、代替保育の提供に代えることができることといたします。

また、卒園後の受皿の提供を行う連携施設について著しく困難であると認めるときは、こちら企業主導型保育事業に係る施設、または町の補助を受けている認可外保育施設の連携協力を得ることにより、確保を不要とするものであります。

また、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設確保義務を免除するものであります。

そして、この連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長するものであります。
施行期日は、公布の日であります。

26ページをお開きください。

第7号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。なお、現在、笠松町にはこの施設はございません。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、地域型保育事業について連携施設の確保要件が緩和されたことに伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

内容といたしましては3つございまして、1つは家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であるときは、企業主導型保育事業に係る施設、または町の補助を受けている認可外保育施設の連携協力を得ることにより、連携施設の確保を不要とするものであります。今のは資料の34ページに載っております。

資料の35ページで、2つ目ですが、満3歳以上児を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、連携施設の確保を不要とする改正を行います。

同じように35ページの一番下の経過措置ですが、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」とする改正を行います。

施行期日は、公布の日であります。

28ページをお開きいただきたいと思います。

第8号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位化されたことに伴いまして、国民健康保険税の賦課の目的は、国民健康保険事業費納付金に充てるためとなっております。今般、県より令和2年度分の国民健康保険事業費納付金が示されたことを受け、平成29年度に決定いたしました平成30年度以降の保険税の考え方を踏まえまして、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

資料の40ページの下の方に、平成30年度以降の国保税の考え方についてが示されております。平成30年度から令和2年度までの3年間で、賦課方式を市町村標準保険料率の算定方式である3方式に統一することを基本とし、その賦課割合についても市町村標準保険料率の割合に段階的に近づけることとしています。また、この税率の設定に当たっては、これまでの積立を行ってきた国民健康保険基金を活用しながら、被保険者の皆さんに激変が生じないようにするものであります。

この基本的な考え方を踏まえ、令和2年度に県へ納付する国保事業費納付金をはじめとする当町の国保事業の運営に必要な保険税率について試算を行ったところ、令和2年度の国保事業

運営に必要な金額を全て令和2年度の収入で賄うこととした場合には、大幅な保険税率を引き上げなければならない結果となりましたが、この2月12日に開催されました国民健康保険運営協議会での協議を踏まえ、国民健康保険基金等を有効活用することにより、保険税の上昇幅を抑制するとともに、3方式移行に伴う賦課割合の調整を行うための税率を設定いたしました。

これにより、医療分については資産割を廃止するとともに、応能応益の割合を考慮し、所得割を引き上げ、また応益割の賦課割合の調整として均等割を引き上げ、平等割を引き上げることといたしました。また、後期高齢者支援金分については所得割を引き上げるとともに、応益割の賦課割合の調整として均等割を引き下げ、平等割の引上げを行い、また介護納付金分については、所得割を据え置き、後期支援金分と同様に応益割の割合の調整を行うこととしました。具体的には、先ほどの資料の40ページの表のように改定をいたしました。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上の改正によりまして医療分の資産割が廃止され、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を含め算定方式が3方式で統一されることとなり、賦課割合についてもおおむね標準の賦課割合であります所得割50%、均等割35%、平等割15%となる改定でございます。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

30ページをお開きいただきたいと思います。

第9号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護認定審査の適正化及び平準化を図るため、介護認定審査会の委員の定数を「90人」から「100人」以内に改めるもの、また令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、低所得者、第1段階から第3段階までの保険料の軽減を行うように所要の改正を行うものであります。

保険料につきましては、具体的には議案の本文中にございますように、第1段階は2万1,100円に、第2段階は3万5,100円に、第3段階は4万9,200円に改定するものであります。

施行期日は、委員の定数については令和2年4月1日から施行、保険料につきましては規則で定める日から施行ということで、令和2年4月1日からの施行を予定しております。

32ページの第10号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結についてであります。

この工事を施行すべく、地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、5,258万円。

契約の相手方は、羽島市の昭和建設株式会社であります。

契約の方法につきましては、事後審査型一般競争による電子入札で行わせていただきました。審査項目は、工事の実績、あるいは地域要件、配置技術者の要件であります。入札参加希望者

は4社でありまして、入札参加も4社でありました。

工期は、令和2年10月15日までであります。

工事場所は、笠松町長池642番地の松枝小学校で、工事概要といたしましては、モルタルの撤去及び端部の金物取付けが676メートル、下地補修、塗膜防水が1,457平方メートルであります。

以上が工事請負契約の締結についてであります。

33ページの第11号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について、町議会の議決を求めるものであります。

田代字社古地地内及び田代字白鬚地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査会において規格に適合しているかどうかなど適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

資料の45ページに図面がついておりますが、45ページが田代70号線であります。

起終点とも田代でございまして、場所は田代字社古地地内、延長は52.1メートル、幅員は6メートルから、隅切り部分は11.7メートルとなっております。

その次のページの46、47ページにあるのが田代71号線と田代72号線であります。

これは同一箇所のものでございまして、場所は田代字白鬚、71号のほうが、延長が47.6メートルのL字型の道路となっております。幅員は6メートルから11.7メートル。それから、それにつながる72号線は、延長は15.9メートル、幅員は6メートルから8.5メートルとなっております。

それでは、34ページからの第12号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

補正額は607万4,000円であります。

36ページの歳出にありますように、こちらは下羽栗雨水幹線整備工事の変更によるものでございまして、堤防上の民家への影響を考慮し、引き抜く予定であった鋼矢板を存置に変更したこと及び道路の雨水排水を円滑にするためのCD側溝設置工事と、それに伴う用水管の移設工事等が増工となったことにより、607万4,000円を増額補正するものであります。

今回、歳入といたしましては、増額補正に伴い不足する財源に財政調整基金を充てる基金繰入金金を607万4,000円増額させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

提案理由の続きを行います。

川部副町長、お願いします。

○副町長（川部時文君） 37ページをお開きいただきたいと思います。

第13号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

この議案の補正額は5,750万5,000円の減額であります。

今回の補正内容は、大部分が本年度の事業費の確定・精算に伴い、不用額、契約差金等を補正させていただくものでありますので、主なものについてだけ御説明いたします。

歳出のほうから御説明申し上げます。47ページになっております。

まず、委託料の減額補正しておりますが、これは職員不足を想定して短期派遣の人材派遣を予定しておりましたが、現状で対応できましたので77万7,000円全額減額させていただくものであります。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目の財産管理費ですが、こちらは平成30年度に高濃度PCB廃棄物処理事業所のJESCOによりまして対象物の処理量削減調査が行われ、処理量の減額が見込まれることが判明し、高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物、一般産業廃棄物に分別したことにより、今年度のPCB廃棄数量が大幅に減少したことにより、委託料を1,015万1,000円減額するものでございます。

第5目の町民バス運行費ですが、さきの議会でも補正したばかりでございますが、見込んでいなかった扉修繕などが発生しまして、想定より修繕費が増加することにより、今回66万7,000円補正するものであります。

第8目の諸費ですが、2つございまして、1つは春まつり出番町内が予定数に達しなかったことに伴い、補助金を220万3,000円減額します。そして、毎年補正しておりますが、令和元年度生活交通確保維持改善計画において、維持確保が必要とされたバス路線について当該路線の維持存続のため、関係市町の路線距離に応じ、バス事業者の経常損益と県補助金対象費の限度額である45%の差額分を補助することに伴い、生活交通路線バス維持費補助金を113万5,000円増額させていただきます。交付対象は岐阜乗合で、全体の延長が13.3キロございまして、このうち笠松町が3.4キロありまして、この分を負担するものでございます。

第2項 企画費、第1目 企画総務費のほうですが、こちらは応援寄附金の関係の補正をさせていただきます。まず、消耗品の補正をしておりますが、こちらは当初見込みよりも670人多い寄附者がございましたので、221万3,000円増額させていただきます。そして、令和元年度かさまつ応援寄附金とこの基金利子を基金に積み立てるため、積立金を2,373万1,000円増額させていただきます。

49ページが一番下のところですが、第3款の民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福

社総務費でございますが、こちらは社会福祉事業を目的とした指定寄附を大栄食品株式会社から令和2年2月5日付で500万円頂きましたので、この寄附を社会福祉基金に積み立てるため、積立金を500万円増額させていただきます。あとは精算関係がほとんどですので、省略させていただきます。

51ページの第5款の農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費ですが、昨年も補正させていただきましたが、こちらは県内の強固な飛騨牛の生産基盤をつくるため、優良繁殖雌牛の保留を行う事業者に対し補助を行うもので、事業者は横田牧場です。23万4,000円を補助いたします。財源といたしましては、県の畜産協会からの補助金の2分の1を充てます。

同じく第4目の農地費ですが、かんがい排水の関係で68万3,000円の増額補正をさせていただきます。内容が2つございまして、1つは排水路等改良工事負担金、これは羽島用水土地改良区との共同工事におきまして、円城寺地内における水道改良工事を行う必要が生じたことによる工事負担金を、こちらはまず132万8,000円増額します。反対の逆川流水排水対策事業において、逆川2期と逆川3期の工事をまとめて実施したことにより、負担金を64万5,000円減額、差引きとしては68万3,000円増額となります。

51ページの一番下ですが、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全対策費ですが、こちらは小学校で採用していたヘルメット購入補助金を今年度から安全基準を満たしたヘルメット購入補助に変更することに伴い、今年度に限り小学生全員を補助対象として予算措置いたしました。小学生の補助金申請者は全体の約3割となったことにより、70万3,000円を減額するものであります。

53ページの第9款 教育費、第4項 学校給食センター費、第1目 学校給食センター総務費でございますが、賃金を300万円減額しております。こちらは給食管理システム導入に伴う入力業務などを職員や現状の調理員で対応したため不要となりましたので、300万円減額しております。

第6項 保健体育費、第2目 体育施設費でございますが、こちらは毎年定期点検を行っているわけですが、1階の避難口誘導灯修繕及び消火栓ホース取替え等について点検で指摘がございましたので、修繕料を41万5,000円増額するものであります。

以上が主立った歳出でございまして、歳入につきましては触れなかったものだけ簡単に御説明申し上げます。

41ページにお戻りいただきたいんですが、第1款 町税、第3項 軽自動車税、第2目 環境性能割でございますが、こちらは法改正により軽自動車税環境性能割が新設されたことに伴い、50万2,000円補正するものでございます。

45ページの第17款 繰入金でございますが、今回の補正に伴い、財源に充てていました財政調整基金繰入金を8,068万8,000円減額する補正をさせていただきます。

第19款の諸収入ですが、こちらは羽島郡町長会からの自治振興事業助成金を39万5,000円増額させていただいております。青少年海外派遣事業に財源充当させていただいております。

第21款を設けております。環境性能割交付金でございます。こちらも税制改正によりまして、これまでの自動車取得税交付金、普通車のほうでございますが、それに代わりまして令和元年10月から環境性能割交付金が交付されることになったことにより、500万円を計上させていただきました。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、55ページの第14号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

49万9,000円の増額補正であります。

歳入につきましては、県の交付決定等に伴い、県補助金を減額補正するほか、オンライン資格確認に係るシステム改修及び外国人被保険者の在留資格管理等に係るシステム改修に要する費用が国から直接補助金として市町村に交付されることを受け、国庫補助金を新設しております。一般会計繰入金については、保険基盤安定負担金の決定により増額や、それから職員給与等繰入金を減額するほか、金額が確定した前年度繰越金を増額するとともに、基金繰入額を減額する補正を行うものであります。

なお、先ほどのシステム改修の関係は100%国の補助でございまして、歳出のほうは令和2年度に実施する予定であった社会保障・税番号制度システム整備を今年度実施するに当たり、システム改修に要する費用の増額及び平成30年度特別交付金の、これは特定健康診査等負担金分ですが、この精算に伴い県に20万4,000円を返還するため、償還金を増額する所要の規定の整備を行うものであります。

63ページの第15号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は347万円であります。

67ページの歳出でございますが、こちら保険料収入の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するほか、ぎふ・すこやか健診及びはしま・さわやか口腔健診、訪問口腔健診の健診期間終了に伴い、不用となった健診委託料を減額するなどの所要の補正を行います。

歳入につきましては、保険料収入の増加による補正のほか、広域連合からの保健事業費委託金の減額、そして一般会計繰入金及び前年度繰越金について決算見込みにより補正を行うものであります。

そして、68ページの第16号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は、ちょっと大きい数字なんですけど、1億6,693万8,000円の減額補正であります。

まず、74ページの歳出のほうですが、金額は小さいんですが、第三者行為に係る損害賠償請求事務を国保連合会に委託しておりまして、1件の損害賠償が決定したことにより、委託料を3,000円増額しております。

そして、居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス費などの給付減少に伴う保険給付費を合わせて1億6,982万4,000円の減額を行うものであります。

基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金を地域支援事業費に充当することに伴う介護保険料の収入余剰分及び基金利子を積み立てるため、増額補正を288万3,000円行うものであります。

71ページの歳入でございますが、保険給付費などの減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の減額及び介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る介護保険事業費補助金213万円及び高齢者の自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組を支援するための保険者機能強化推進交付金326万9,000円の増額補正等を行うものであります。

また、低所得者数の減少に伴い、低所得者保険料軽減繰入金35万8,000円を減額いたします。基金の繰入金については、保険料不足について介護保険基金繰入金1,724万3,000円を増額して補填するものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、令和2年度笠松町一般会計予算書をお開きください。薄いものです。

第17号議案 令和2年度笠松町一般会計予算であります。冒頭、町長から予算の要旨を申し上げましたので、なるべくですが重複しないように御説明申し上げます。

歳入歳出予算は67億870万円、前年度に比べ0.03%の増でございます。後ほど資料の主要事務事業を使って説明させていただきますが、その前にこの予算書の9ページの第2表の地方債であります。令和2年度は臨時財政対策債のみの2億5,400万円を予定しております。昨年度より1億2,670万円少なくなっております。

それでは、主要事務事業により主な事項を御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人でございますが、昨年度より1.06%増の11億6,900万円を見積もらせていただきました。現年課税分の均等割については、179人増の1万1,379人、約60万円の増で見込ませていただきました。所得割につきましては1,160万円増の11億1,790万円を見積もらせていただきました。平成30年度実績に令和元年度の民間賃金伸び率の0.5%減を乗じて見積もっております。

第2目の法人につきましては、12.31%減で見積もらせていただきました。内訳として、均等割につきましては、昨年度より10社多い598社を見込み、370万円増の5,900万円を計上しましたが、法人税割については税率改正により9.7%から6%になった影響により、2,030万円減

の5,910万円を見積もっております。

第2項 固定資産税につきましては、0.81%の増ということで、第1目 固定資産税は、現年課税分の土地の関係ですが、評価額の下落により480万円減の5億8,520万円、家屋につきましては、新築分は前年度比28棟増を見込み、1,600万円増の5億3,670万円、償却資産につきましては、直近5年の実績をもとに100万円減の1億4,040万円を見積もっております。

第3項 軽自動車税でございますが、7.46%増と見積もっております。今年度より環境性能割と種別割という項目が新設されております。環境性能割は自動車登録時に燃費性能により課税されるもので、種別割は従来の軽自動車税に相当いたします。環境性能割として賦課台数が103台、167万7,000円を見込んでおります。種別割は6,698台で、昨年の軽自動車税と比較すると75台増、200万円の増としております。

第4項 町たばこ税につきましては、本数は減っておりますが、税率が上がっておりまして、120万円増で見積もっております。

第2款の地方譲与税から第5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和元年度の交付見込みに対前年度伸び率を乗じて積算をしております。

第6款の法人事業税交付金につきましては、新たな款ですが、税制改正により法人町民税の税率が引き下げられたことによる補填として、県法人事業税の5.4%を県内市町村の法人町民税で案分されて交付されるものでありまして、1,400万円を見込んでおります。

第7款の地方消費税交付金につきましては、令和元年度の交付見込みに対前年伸び率を乗じて積算し、8,860万円の増で見込んでおります。

第8款の環境性能割交付金につきましては、新たな款であります。旧自動車取得税交付金に当たるもので、740万円の計上としております。

第9款の地方特例交付金ですが、こちらは恒久減税による地方税の減収分の一部が国から補填されるものでありまして、従来からの住宅借入金等特別税額控除による減収補填に加え、消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に伴う減収について補填されておりますが、幼児の教育無償化に伴う分が今年度ありませんので、結果的には昨年度より1,390万円減で見積もっております。

第10款の地方交付税につきましては、普通交付税は地財計画のほうでは2.5%増であります。県から提供された提供シートにより試算しますと2,400万円の減となりまして、特別交付税につきましては通常分のみを計上しておりまして、合計では2,400万円の減で見込んでおります。

これ以降の項目は、歳出絡みのものがほとんどでございますので、特異なものだけ説明させていただきます。

第12款の分担金及び負担金、第1項 負担金、第2目 民生費負担金が4,926万8,000円減と

大幅に減っておりますが、こちらは保育無償化による保育料の減によるものであります。

同じく4目の教育費負担金は9,573万1,000円と大幅に増えておりますが、こちらは給食センターを公会計にしたことにより、給食費が計上されたからであります。第12款の全体としては4,126万6,000円の増となっております。

そして、第13款の使用料及び手数料についてですが、第2項 手数料、第3目 衛生手数料が465万8,000円と増えておりますが、こちらは事業系一般廃棄物処理手数料で、事業系のごみの有料化分は195万円と減少の見込みであります。笠松競馬場の馬ふん処理の手数料が665万5,000円増えております。

飛びまして、11ページの第18款 繰入金、第2項 基金繰入金でございますが、昨年より4,678万2,000円の減額となっております。

第1目の財政調整基金繰入につきましては、昨年より2,700万円減で見積もっております。令和元年度末の財調の残高は6億9,000万円でございます。

第2目のかさまつ応援基金繰入ですが、こちらは松枝小学校屋内運動場に設置する空調機の使用料及び中央公民館1階のトイレ改修工事に充当するため、921万2,000円を繰り入れさせていただきます。

第3目 伴健康長寿基金繰入、そして第4目 子ども・子育て支援基金繰入は、今年度もそれぞれ事業を行いますので、50万円、14万1,000円を繰り入れさせていただきます。

第5目の火葬場施設等整備基金繰入でございますが、今年度は火葬場及び下羽栗中央墓地の東側の側溝の鋼板とか駐車場の整備を行うこと、それから緑会館南側駐車場の舗装を実施するため繰り入れさせていただきます。

第6目 レジ袋有料化還元基金繰入につきましては、今年度もダンボールコンポストの普及のための事業に10万4,000円を充てさせていただきます。

第7目の光文庫整備基金繰入につきましては、小・中学校と歴史未来館の図書購入の一部に活用するため、今年も200万円繰り入れさせていただきます。

第19款の繰越金は、昨年と同額の2億円を見積もっております。

第21款の町債ですが、先ほど申し上げましたが、今年度は大きな投資的事業がございませんので、臨時財政対策債のみの2億5,400万円を見積もっております。

以上が歳入でございますが、次に歳出でございますが、その前に人件費について若干御説明をさせていただきます。

全会計の職員数は、二役を含めまして126人でございますが、昨年度より2人減で予算計上しております。総人件費は9億1,178万7,000円で、昨年度より2,746万7,000円の増額となっております。全予算の6.8%を占めております。

また、身体障害者雇用率でございますが、法定では笠松町の場合2.5%であります。現在

3.27%と達成しております。

それでは、15ページの歳出からですが、第1款 議会費については、例年と大きな変化はございませんので省略いたします。

第2款 総務費でございますが、3.6%減となっております。

14ページの第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の減額の理由は、令和元年度までは嘱託員とか臨時職員の社会保険料を一括ここで計上していましたので、今年度からは会計年度職員に見直しましたので、それぞれの項目で計上しておりますので、ここで大幅に削減となっております。会計年度任用職員については、こちらの説明書のちょっと分厚いほうですね、こちらの80ページの給与費明細書に合計額が記載してありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

15ページですが、第3目の財産管理費ですが、866万3,000円の減額となっております。この大きな理由は、説明欄のその他施設管理事業の中の3つ目の、先ほども補正で出てきましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料でございまして、昨年度ドラム缶3缶の処理に対し、今年度は2缶処理委託をするということで費用が減少しております。今年度で高濃度PCBについては処理が完了いたします。それから、ここでは防犯カメラのことが書いてございますが、提案説明で町長が触れましたように、庁舎、中央公民館、松枝公民館、総合会館に防犯カメラを設置いたします。それから、清掃の関係ですが、あまりこれは表には出てきませんが、発注の仕様見直しを行って、職員で行えるものは行うということで、全体では約300万円の削減を行っております。

第6目の防災対策費ですが、156万円の減額となっております。16ページを御覧いただきますと、令和元年度はアルミヒートブランケットを1,500枚購入しましたので、その分が今年度は減っております。ほかの備蓄の関係は同様に行っております。また、防災緑化推進事業のブロック塀除去に対する補助金は、補助率引上げの措置が昨年度で終了したことによる減となっております。

第8目 諸費ですが、752万6,000円の減額となっております。これは定住促進事業の対象家屋減少によるもので、平成28年新築の1件については令和3年度までで助成し終了となります。

17ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費、情報化推進事業であります。こちらも提案説明でございましたが、新規事業として不特定多数の利用者がある公共施設として、役場、中央公民館、福祉健康センターの3施設にフリーWi-Fiを設置いたします。また、予算には表れておりませんが、新しい広報戦略としてこれまでのLINEに加え、ツイッターやインスタグラムを活用して、幅広い層に向けた情報発信を行ってまいりたいと思います。まちづくり事業であります。県内のプロスポーツチームへの支援として、FC岐阜に加え、プロバスケットチーム岐阜スーパースへの支援を行います。また、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜

工業高校との官学連携も引き続き行ってまいります。

18ページの第5目、新たな項目でマイナポイント推進事業費を計上しております。こちらは消費税の引上げに伴う反動減対策として、マイキーIDを活用したキャッシュレス決済へのチャージに応じマイナポイントが付与されるものでありまして、事業実施に伴うマイキーID設定支援及びマイナポイント活用店舗の拡大などを町商工会へ委託する費用など346万1,000円を計上いたしております。

第3項の徴税费、第2目 賦課徴収費ですが、今年度は評価替えの関係ですが、路線価評定委託料を418万円計上してあります。また、固定資産税の適正課税に資するために、航空写真の撮影を岐阜連携都市圏事業として共同で実施してまいります。

第4項の戸籍住民基本台帳費、第1目が1,466万9,000円の増額となっておりますが、こちらは地方公共団体情報システム機構J-LISへのマイナンバーカード作成に係る交付金が増額しております。戸籍システムを昨年途中まで再リースで使用していましたが、機器更新したことにより、こちらの費用も増額となっております。

19ページのマイナンバーカード交付円滑化事業ですが、マイナンバーカードの交付を促進するため、毎週火曜日・金曜日の時間外及び第2・第4土曜日に交付専用窓口を開設する経費を計上しております。

第5項の選挙費は1,465万9,000円の大幅な減少となっております。昨年度は選挙の多い年度でございましたが、今年度は岐阜県知事選挙のみ予定されております。執行経費はおおむね県の委託金で賄われます。

第6項の統計調査費は、今年度は国勢調査が行われますので、660万9,000円の大幅増となっております。

第3款の民生費ですが、923万3,000円の増となっております。

20ページの第1目 社会福祉総務費の特別会計への繰出金については、1,746万8,000円増の4億7,242万5,000円で、国民健康保険特別会計への繰り出しは1,080万円ほど減った1億5,462万3,000円ですが、逆に介護保険特別会計は2,829万5,000円増で3億1,780万2,000円を予定しております。社会福祉法人の笠松町社会福祉協議会助成につきましては、社協の基金を活用していただくことで約650万円の減額となっております。

第3目の老人福祉費、今年の100歳長寿者褒賞金の対象は10人を予定しております。

それから、21ページの下の方の全国健康福祉祭ぎふ大会開催事業ですが、第33回全国健康福祉祭ぎふ大会、通称ねんりんピック岐阜2020が10月31日から11月3日まで開催されます。御承知のように笠松町はゲートボール交流大会の開催地で計画されておりまして、町負担分の約650万円を実行委員会への交付金として計上いたしております。

23ページですが、一番上のところに障がい者計画等策定事業ということで、980万円計上さ

せていただきました。昨年度はアンケート調査で、今年度が計画策定業務となります。

第5目の福祉医療費ですが、1,085万4,000円の減で、昨年とほぼ変わらない数字であります。この福祉医療費給付費ですが、乳幼児と児童・生徒医療費の助成の関係ですが、対象人員が減少しておりまして262万6,000円の減、重度心身障がい者医療費助成が516万円の減、そして母子家庭等医療費助成が224万2,000円の減となっております。

第6目の福祉会館費ですが、昨年度は高圧受変電設備の改修がございましたので、今年度はそういった大きなものがございまして、193万2,000円の減額となっております。

第2項の児童福祉費のうちの第1目 児童措置費でございますが、保育総合事業ということで、一番下の丸ですが、かねてより利用者の減により在り方を検討いたしておりました通園バスを来年度から廃止させていただきます。その代わりに、行事などで園児が移動する際は当面運転手付きのバスをレンタルする方向で対応するというように決めました。そして、その費用について補助することといたしました。参考までに、この見直しによる削減は約500万円でありました。

24ページが一番上の丸ですが、保育所施設改修補助金ですが、こちらは消防署の立入検査において自家発電設備が必要との指摘がございまして改善するもので、下羽栗保育所のほうですが、501万円の補助を予定しております。こちらは国が2分の1、町が4分の1の負担となっております。

それから、第2目 こども館費ですが、こちらは施設の老朽化により新たな施設を建設するための設計委託料を計上させていただきました。地権者や地元自治会のおおむねの理解が得られましたので、まだ建設候補地は決まっておりますが、町有地の中で決定するというようになっておりますが、設計委託料につきましては早い段階から専門的なアドバイスを頂きたいこと、それから額については近隣市町の一般的な規模からおおむねの額を見積もらせていただいております。年度の早い段階に利用者の意見を聞く場を設けまして、基本構想のコンペを行い、実施設計、工事の発注のスケジュールを予定いたしております。

25ページの第3目 子育て支援推進費ですが、こちらは放課後児童クラブ運営事業につきましては、会計年度任用職員への移行により事業費が減少しております。利用料金についても見直しをさせていただきましたが、国・県・町がおのおの881万8,000円財源としておりまして、使用料は1,746万7,000円、約38%が使用料の負担割合でございます。また、計画的に空調設備を取り替えておりますが、今年度は松枝2台と笠松1台、計3台の更新で321万3,000円を計上いたしております。

26ページの第4款 衛生費ですが、4,197万7,000円の増加となっておりますが、まず第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費の中で、新規事業といたしましては、一番下の丸でがん患者医療用ウィッグ購入費助成事業として、医療用のウィッグ購入に対して県補助と同額の

1万円を助成するもので、2人分の計上をさせていただきました。

次に、27ページの子育て世代包括支援事業ということで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を整えるため、新たに産後の鬱予防や乳児への虐待防止のため、病院と連携した産後健診、産後ケア及び臨床心理士による療育相談を実施するために247万2,000円の計上をさせていただきました。

第2目の予防費ですが、昨年度補正予算を提出させていただきました風疹5期に加え、新たに10月より生後6週間の乳児を対象にロタウイルスワクチン接種が定期接種になりました。また、小児がん患者の再接種費用について1人分の頭出し計上をさせていただいております。

28ページの第4目の地域医療対策費は、今年度は岐南町が当番町となりますので、約300万円の減額となっております。

第5目の環境衛生費について、こちらは火葬場施設改修工事ですが、先ほど申しあげましたとおりの事業を予定しております。基金を充当する予定であります。

29ページの第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、1,684万4,000円増となっております。まず、一般的な収集運搬処理の関係ですが、こちらはほぼ同額となっております。

30ページの岐阜羽島衛生施設組合の負担金は4,108万9,000円ということで、昨年より約1,050万円の増となっております。こちらは施設建設負担金は400万円の減ですが、人件費などの維持管理費で約550万円、起債償還分で約900万円の増となり、プラス・マイナスで増となったものでございます。そして、ごみ収集・処分事業、これは笠松競馬場の分ですが、4,835万6,000円ということで、昨年より660万円ほど増となっております。これは、豚コレラでJAの施設が利用できないため、三重県民間施設へ処理委託しておりますので、大幅な増となっております。全額、地方競馬からの手数料で対応しております。

第5款 農林水産業費でございますが、第1項 農業費、第1目 農業委員会費ですが、平成25年に農地法が改正され、農地台帳が法定台帳となり、その公表義務を果たすため、農地情報公開システムへ移行するための費用を計上いたしております。

31ページの第2項、新規ですが、林業費を計上しました。これは森林環境譲与税の活用目的である森林環境教育などに即した予算とするため、白川町交流事業をこちらに組み替えております。充当後の譲与税は基金に積立てをいたします。

第6款の商工費、第1項 商工総務費、第2目 商工業振興費ですが、笠松町商工会補助金は若干増額となっておりますが、こちらはふらっと笠松の臨時職員1人を商工会身分に移行したことによる増の影響であります。また、商工会青年部が中心となり、今年で3回目を数えるかさマルシェへの来場者が増えており、イベントの安全環境が必要であるとして、警備員及び仮設トイレの設置費用について助成してまいりたいと考えております。

そして、32ページの第3目 観光費ですが、川まつりの開催中止により減となっております。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

それでは、提案説明の続きを行います。

川部副町長さん、お願いします。

○副町長（川部時文君） それでは、午前中に引き続きまして今度は7款の土木費から御説明申し上げます。あとしばらくお付き合いいただきたいと思います。

第7款 土木費ですが、今年度は2億5,390万6,000円、大幅な減となっております。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、こちらは地籍調査事業の中で、今年度は新たに笠松北西部の第3地区のその2を着手したいと思っております。桜町、羽衣町、緑町の区域になります。財源的には国庫財源を伴う4分の3の補助がございます。それから町が4分の1で、この80%が特別交付税で算入されるということになっております。

第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、こちらにも減となっております。2,089万3,000円の減となっております。5年に1度の道路ストック点検や中野の土留め壁設置工事を昨年度実施していたことなどによる減でございます。

第2目 道路新設改良費ですが、かねてから課題となっております羽島用水のパイプラインの上部利用について着実に進めていきたいと考えております。まず、長池地内から北及地内の市街化区域内での修正、設計を実施いたします。また、新設改良については寄附を頂いた箇所や幹線町道であるところを優先して側溝を整備していきたいと考えております。

33ページの第3項 河川費でございますが、こちらは大幅に予算が下がっております。

34ページの第2目の河川新設改良費ですが、昨年度、国庫補助事業の円城寺貯水池が完了したことによるものであります。今年度は周辺整備として、歩道及び側溝設置などを予定しております。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費ですが、このうち下水道事業負担金でございますが、2億5,275万5,000円ということで、昨年より5,408万3,000円減となっております。全て基準内繰入であります。

第2目 公園費は、警備員単価の増及びみなと公園あずまの塗装工事や移動トイレ修繕工事などにより約650万円の増であります。

第8款 消防費ですが、91万5,000円の減となっております。

このうち第1項 消防費、第1目 非常備消防費ですが、183万7,000円の減となっております。今年度は県操法大会出場となっております。昨年度、可搬ポンプを購入しておりますが、

今年度は吸管や水槽などの備品購入及び訓練手当の予算を計上させていただいております。

35ページの第2目 消防施設費は、昨年と同じぐらの金額でございますが、常備消防である広域連合への負担金ですが、笠松町の負担分は48.24%ということで、広域連合では、来年度は米印で書いてございますように高規格救急自動車、指令車の更新、そして消防救急デジタル無線機等更新に伴う基金積立てを行っております。また、令和3年度から女性消防士を5%採用すべく、その準備費を計上しております。

3目の水防費につきましては、91万円の増額となっております。笠松町の負担は13.9%で、来年度までこの負担率が使用されます。事業的には変わりませんが、演習会場が来年度から米野勤労青少年運動場南に現在進められております、建設されております演習堤防に移りますので、その維持管理費や各水防団にテント15張りを購入して配付いたしますので、負担金は20%の増となっております。

続きまして、第9款 教育費ですが、2億3,796万円の大幅な増額となっております。これは学校給食費の公会計化と保育無償化などによる増となっております。

まず、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費ですが、1億216万1,000円の増額となります。このうち二町教育委員会負担金につきましては、昨年より少しだけ増えております。学校ボランティアと小・中学校との連絡調整を実施する地域学校協力活動推進員を新たに1人配置いたします。財源は、国・県・町それぞれ3分の1となっております。また、各小学校に1人プリントの印刷や授業準備のサポートをするスクール・サポート・スタッフが配置されます。こちらは国が3分の1、県が3分の2の負担割合であります。そして、今年度から非常勤講師や教育アシスタント、学校心の教育相談員などが二町教委の会計年度任用職員となり、報酬の支払い事務などが教育委員会で所掌されることに伴い、担当職員の増員があり、8,094万7,000円を計上させていただきました。羽島郡二町教育委員会分担金については、会計年度任用職員に移行することにより、2,812万6,000円の増の2,956万4,000円となっております。

36ページの上から6つ目の二重丸の施設等利用給付（教育）事業については、保育無償化により合わせて9,370万円の増額となっております。反対に令和元年度予算で1,766万7,000円の幼稚園就園奨励事業はなくなっております。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、来年度の笠松町内の小学校の学級数、児童・生徒数等は表のとおりでございます。笠小だけが1学級減って8学級、普通学級が1学級減っております。

37ページの松枝小学校管理事業ですが、町長が提案説明でも触れましたが、松枝小学校屋内運動場に空調機を設置するため、6月から10か月分の空調機の使用料を予算計上しております。児童指導対策事業ですが、今年度より1・2年生のhyper-QU実施回数を1回から2回に増やしております。不登校やいじめの早期発見、よりよい学級づくりにつなげるためであり

ます。あと、各小学校の修繕等工事は要望が多いわけですが、こういった財政状況ですので、緊急性の高いものに絞って実施し、併せて学校施設長寿命化事業に一元化しております。内容については、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

38ページの第3項 中学校費ですが、来年度の笠松中学校の学級数、児童数等は表のとおりでございます。学級数は前年度と同数ですが、生徒数は10人減となっております。例年どおりの予算としております。

39ページですが、昨年度まで第4項だった学校給食センター費は、第5項 保健体育費へ予算を組み替えておりますので、第5項以降については項番号が繰り上がり、第4項は社会教育費となっております。

40ページの第2目 公民館費ですが、中央公民館施設管理事業の改修工事ではありますが、施設利用者から要望の高かった中央公民館のトイレについて、かさまつ応援寄附金を活用し、全て洋式化させていただきます。今年度はまず1階、その後財政状況を見て順次来年度以降進めていきたいと思っております。また、防犯カメラを中央公民館と松枝公民館に設置する費用を計上しております。

第3目 下羽栗会館費ですが、132万7,000円の増であります。高圧機器の老朽化による対応で、開閉器、高圧ケーブル取替えなどで97万1,000円を計上しております。

41ページ、第4目 歴史未来館費ですが、開館5周年を迎え、記念講演会を実施いたします。昨年、包括連携協定を締結しました岐阜聖徳学園大学の川上教授を講師にお招きし、笠松隕石について講演いただく予定であります。

第5項 保健体育費、第2目 体育施設費ですが、運動場管理運営事業の多目的運動場指定管理委託料は、前年度と同額の1,000万円となっております。また、先ほど申し上げましたが、米野多目的運動場周辺でねりんピックが開催されます。それに合わせ、消化槽式のトイレの設置をしたいと考えております。約2,000万円と費用が高額であるため、県の清流の国づくり補助金を要望いたしております。補助率は2分の1となっております。

第3目 総合会館費ですが、こちらにも防犯カメラの設置費用を計上いたしております。

42ページ、第4目 学校給食費ですが、公会計化により賄材料費9,577万8,000円を新たに計上しております。

第10款 公債費でございますが、昨年より438万7,000円増となっております。令和元年度で償還が終わった額より、令和2年度から元金償還が始まる額のほうが多いためです。表の中の件数を見ていただきますと分かりますように、元金が82件、利子が99件ということで、今後、元金の償還が始まりますので、公債費の推移を注視して財政運営せねばならないと考えています。

最後に、第11款 諸支出金でございますが、第2項 基金費では運用益の積立てのみを計上

しております。

以上が一般会計でございます。

第18号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。

歳入歳出総額は22億134万5,000円、対前年度比1億3,742万1,000円減額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、主要事務事業の44ページにありますように一般被保険者数を4,227人、対前年度比5.4%減を基礎に算定いたしております。このうち退職被保険者については、平成20年4月の制度廃止以降、経過措置として存続しておりましたが、令和元年度末で対象となる被保険者がゼロ人となりました。しかしながら、保険税及び療養諸費において費用が発生する可能性があることから、令和2年度予算においても項目立てをしてあるところであります。

47ページ、歳出では、第2款 保険給付費について、令和元年11月診療分までの実績及び過去の伸び率を勘案し算出いたしております。その結果、療養諸費が対前年比3,202万2,000円の減額、高額療養費が857万3,000円の減額となりました。

県に納める国民健康保険事業費納付金につきましては、合計で9,032万9,000円の大幅な減額となっております。これは県全体の医療費の見込みが減少していることに加え、令和元年度に組まれていた平成29年度前期高齢者交付金の精算に係る返還分がなくなったことが主な要因であります。

また、歳入では、国税収入の合計で4億3,843万8,000円、対前年度比1,130万7,000円を減額する予算を計上しております。これは、今回の議会に提案しております改正後の税率にて見込みを立てた税額となります。国民健康保険税の減少等に伴い、財源不足が見込まれる分につきましては、国民健康保険基金からの繰入れを行う予算編成をいたしました。

なお、国民健康保険基金につきましては、今年度末で3億8,700万円ほどとなる見込みであり、これを活用していくものでございます。平成30年度から国保の財政運営の都道府県単位化により、県が財政運営の責任主体となりましたが、保険税率の決定、賦課徴収等は市町村が引き続き担っていくことから、先ほど御説明いたしました国民健康保険基金等を有効に活用しながら、被保険者の皆さんに激変が生じないよう適切な財政運営に努めてまいります。

第19号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出総額3億1,988万6,000円の予算となりました。

こちら51ページにありますように、予算編成に当たっては、本医療制度の対象者3,362人を基礎に算定いたしております。

歳入では、令和2年度は保険料率が改定され、その保険料率は所得割が8.55%、0.8%増、均等割が4万4,411円、3,197円の増であり、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率99%を見込み計上いたしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大宗を占めており、金額として2億9,853万8,000円、率にして93%を占めております。

第20号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計予算であります。歳入歳出総額19億9,675万7,000円、対前年度比6,392万6,000円増額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、第1号被保険者6,022人、対前年度比75人減で推計しております。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費については、令和元年10月までの実績及び過去の伸び率を勘案し、推計したサービス料において算出をいたしております。

その結果、保険給付費が対前年度比5,805万2,000円増額、地域支援事業費が98万9,000円の増額の予算となりました。

歳入では、第1号被保険者数の減少により、介護保険料は4億306万3,000円、対前年度比1,729万2,000円の減額の予算を計上いたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金については、保険給付費等の増額に伴い、対前年度比4,659万5,000円増額の12億6,883万9,000円を見込んでおります。

また、繰入金につきましては、対前年度比3,486万1,000円増額の3億2,436万9,000円を見込んでおります。これは、保険給付費等の増額及び低所得者の方の保険料の軽減を行うためのものであります。

歳出における保険給付費等の増加及び歳入における介護保険料の減少に伴い財源不足が見込まれますが、不足分については介護保険基金からの繰入れ656万7,000円を行い、予算計上いたしました。

なお、介護保険基金につきましては、平成30年度末の残高が約2億1,531万円あり、今回の議会に提案しております令和元年度補正予算において今年度末の残高が2億1,856万円となる見込みであります。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年までは急激に介護サービス費が増加することが予測されますが、この介護保険基金等を有効に活用しながら健全財政の運営に努めてまいります。

第21号議案 令和2年度笠松町水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額8億5,583万4,000円で、対前年度1億9,627万3,000円の増額となりました。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数9,020戸、年間総給水量を231万1,000立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予定額につきましては、現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのくらいの利益が出るのかを見積もり、また水道事業収益の大部分を占める給水収益においては、令和元年度の決算見込みを勘案して対前年度344万2,000円増の2億502万8,000円を計上いたしました。

主な改良事業としましては、水源地において、第一水源地の更新事業に4億405万7,000円を計上し、この財源として企業債で4億380万円を借り入れる計画をいたしております。

また、八幡町地内において耐用年数を超えた経年管の布設替えや北及、門間地内での下水道工事との同調布設や布設替え工事など、配水施設に1億4,194万2,000円、給水施設に1,734万3,000円を計上いたしました。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定な水道事業の継続に向けた経営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計予算であります。収益的及び資本的の予定額の総額14億1,311万9,000円で、対前年度919万8,000円の減額となります。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を水洗化人口1万6,295人、年間有収水量を206万6,000立方メートルと計画し、下水道使用料収益においては、令和元年度に使用料改定、30%増を行ったこと、また決算見込みを勘案して、対前年度7,728万6,000円増の3億3,723万5,000円を計上させていただきました。

また、令和元年度より再開した建設改良事業ですが、令和2年度は笠松町污水处理施設整備構想に基づいて、松枝処理分区の調整区域内で順次整備を進めていく上で必要な箇所である北門間汚水幹線の延長425メートル、松枝処理分区の北及地内、こちらは面整備であります。延長では1,318メートルを計画し、それに係る費用を1億7,381万4,000円と、それから令和3年度以降の整備区域箇所の実施設計委託費用として4,919万2,000円を計上させていただきました。令和2年度の下水道整備面積は4.47ヘクタールで、年度末には520.7ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画で76.2%、対事業計画区域では77.9%となる予定であります。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進等を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第12号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案を先議することに決しました。

第12号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明2月22日から3月1日までの9日間は、議案精読のため休会とし、3月2日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明2月22日から3月1日までの9日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、総括質疑を行います方については、本日5時までには通告をお願いいたします。通告の用紙は事務局に準備してありますので、よろしくをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時58分